

② 乍恐以書付御訴申上候（江戸屋敷欠落者の搜索一件届）

宝暦2年(1752)2月

この史料には、上里見藩の江戸藩邸（上屋敷）に派遣された武家奉公人が欠落（失踪）したため、村役人と親類が江戸に搜索に出たことが記されています。親類の太右衛門が名主と共に江戸へ向かう途中、組頭の久右衛門と出会い、久右衛門から欠落した^{しめぞう}蔵と行き逢ったと伝えられます。その後、手分けしてあちこち探したが、結局蔵は見つからなかったと報告されています。



吾妻郡東吾妻町原町
増田公平家文書
P 9 9 0 7 ・ No. 4 5

【②】乍恐以書付御訴申上候

（江戸屋敷欠落者の搜索一件届）

〔釈文〕

一去未ノ出人^一蔵義、江戸御屋敷様^二ニ
欠落仕、依^レ之村役人^一親類兩人江戸へ
罷登、相尋可^レ申旨御書付頂戴仕候由、早速
名主方申渡候所、右蔵親正月申中相煩
請人義ハ去秋中病死仕、悴ハ若年者
御座候得^者、親類拙者老人御座候へ^者奉^二驚入^一、
江戸表^江罷登^リ相尋可^レ申候積^リ心懸、路用等
支度仕、早速名主同道^ニ而十五日^ニ罷出候所、
組頭久右衛門^ニ永井村^ニ而四ツ時行合、久右衛門申候ハ
十三日^ニ蔵行合候へ^者、宿元へ^ニ帰居候哉と
申候、夫ハ以之外成義、今朝^者蔵宿元へ^者
罷帰不^レ申と申候得^者、久右衛門申候ハ御役所様方
被^二仰付^一候ハ、名主・組頭^并親類共、蔵召連可^ニ罷
出^一旨被^二仰渡^一候^ニ付、名主・組頭^并私同道^ニ而罷帰^リ
近所者相頼、私一同相尋^ニ罷出候^ニ付、則六兵衛義ハ
右之趣為^ニ御訴^一罷出候、夫方在々手分ケ^ニ罷出
相尋申候へ共、当時迄相見へ不^レ申、尤宿元^ニ而私
相頼置申者共相尋、見付次第召連候筈仕、
拙者義餘^リ御日限違^リ候段、恐多奉^レ存候^ニ付、宿元^ニ
罷出道筋段々相尋、知人方へ若参候ハ、留置
くれ候様相頼置、只今当着仕候^{（判）}

太右衛門

宝暦二年申二月

御三人様へ

（吾妻郡東吾妻町原町 増田公平家文書

P 9 9 0 7 ・ No. 4 5）

乍恐以書付御訴申上候
江戸屋敷欠落者の搜索一件届
宝暦2年(1752)2月
この史料には、上里見藩の江戸藩邸（上屋敷）に派遣された武家奉公人が欠落（失踪）したため、村役人と親類が江戸に搜索に出たことが記されています。親類の太右衛門が名主と共に江戸へ向かう途中、組頭の久右衛門と出会い、久右衛門から欠落した蔵と行き逢ったと伝えられます。その後、手分けしてあちこち探したが、結局蔵は見つからなかったと報告されています。